

## 江戸川区民オンブズマンニュース 第47号 2015.6.10

メール [e-ombuds@jcom.home.ne.jp](mailto:e-ombuds@jcom.home.ne.jp) HP <http://www9.plala.or.jp/ed-ombuds/>

小林 3686-7129 深谷 3681-8431 海老澤 5243-6507

### 第8回定期総会で決定した27年度活動計画

5月24日（日）にタワーホール船堀で江戸川区民オンブズマン第8回定期総会が開催されました。ご来賓の「江戸川区スーパー堤防取消訴訟を支援する会」事務局の堀 達雄様から活動の紹介とご祝辞を頂きました。総会議案は全て承認され、以下のように27年度の活動計画が決定されました。本年度も会員各位にはご指導、ご協力のほど宜しくお願いいたします。加えて、会員拡大へのご支援も賜りますようお願い申し上げます。

#### <活動方針>

江戸川区民オンブズマンは、発足から第8回定期総会で94ヶ月を迎えました。27年度はこれまでの活動成果を礎に、区内の「子どもの権利を守る団体」や行政訴訟を起こされている住民組織との連携と活動支援に努め、その経験に学ぶと共に、区内全域に広がる会員各位のネットワークで、江戸川区行政の不当な施策や区議会の税金の無駄遣いと不正な行為を監視し、その是正を求めて行くために、以下の活動計画に沿った展開で取り組んでいきます。

#### <活動計画>

1. 行政および議会・議員活動の透明化を促す行政文書の開示請求を積極的に行う
2. 行政および議会・議員の税金無駄遣いや不正を監視し公開質問状等による追及と是正を行う
3. 行政および議会・議員の明らかな不正行為に対して住民監査請求や訴訟を行う
4. 区内の「子どもの権利を守る団体」や行政訴訟の住民組織との連携と活動支援に努める
5. 近隣市民オンブズマン団体との情報交換を促進する
6. 活動を区民へ知らせる広報（機関紙やホームページ）の充実とマスコミへの情報提供を行う
7. その他、本会の目的達成に必要な行動と研究を進める

\*ご友人、お知り合いの方々へ、オンブズマンの活動のご理解、ご協力をご案内頂ければと思います。尚、オンブズマンニュースを余分に必要の方がいらっしゃいましたら、部数をお知らせください。



あなたも区民オンブズマンの活動に参加しませんか♪♪♪

## スーパー堤防訴訟一國は法的根拠を撤回、しかし、工事はどんどん進める！

5月20日に東京地裁 103 号法廷にて、国と区に対する「工事差止めと損害賠償」（第3次訴訟）の第2回の口頭弁論が行われました。法廷は一杯（80名）でした。オンブズマンからは藤井と深谷が参加しました。

原告は立ち退かされたけれども地権者であり、その同意を得ることなく勝手に盛土をしているのは違法、法的根拠を示せとしてきました。その根拠について3か月もたってからはじめて国は、『河川地域』では、土地所有者の同意は不要であるから」と主張したものです。ところが、国が提出した文書に「整備が完了すると『河川地域』となる」と明記していました。「工事が完了してはじめて河川地域になるのだから、法的根拠にならない」と原告側が指摘したところ、国は窮して「河川法を法的根拠としては主張しない」と答えるという、驚くべき答弁をしました。法廷も驚きの声をあげました。3か月もたってようやく主張した「法的根拠」を法廷上でいとも簡単に撤回してしまったのです。無責任弁護士の極みです。

地権者の同意なく施行者らが区画整理事業の工事を進めると定めた土地区画整理法80条についても国は「当面主張しない」と答えました。次回は8月7日午後3時からとなりました。しかし、法廷が進まないまま、工事はどんどん進んでいます。この横暴な国の態度は許せません。（深谷）

なお、6月6日（土）午前10時～12時、北小岩コミュニティー会館で、「止まらない公共事業の謎と行政の実態—八ッ場ダムとスーパー堤防に見る—」と題して、研究会が開かれました。講師は 大江京子弁護士事務所局長と西島和（いずみ）弁護士（八ッ場ダム住民訴訟弁護団）でした。内容の原稿を募集します。

## 《江戸川区議会議員》後援会がハガキで当選御礼 公選法抵触か

公職選挙法 第178条の選挙の期日後に禁止されている事項では？

